○厚生労働省告示第百二十六号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第五十四条の二において準用する同法第四十七条の二の規定により、同法第四十四条の二第一項の登録型式検定機関について、同法第五十四条の二において準用する同法第四十六条第四項第二号の代表者の氏名を次のように変更する旨の届出があったので、同法第百十二条の二第一項第三号及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和四十七年労働省令第四十四号）第十九条の十二の規定に基づき告示する。

令和八年三月三十日

厚生労働大臣　上野賢一郎

名称	住所	変更前の代表者の氏名	変更後の代表者の氏名	変更年月日
Underwriters Laboratories Taiwan Co., Ltd.	No. 260, Daye Rd., Beitou Dist., Taipei City 112, Taiwan	陳 宗 弘（Jonathan T.H.Chen）	蔡英哲（Andy Tsai）	令和七年十月一日

○農林水産省告示第四百四十八号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第十八条第一項の規定に基づき品種登録をしたので、同条第三項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき次のように公示する。

令和八年三月三十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

1(1)　品種登録の番号及び年月日、登録品種の属する農林水産植物の種類、登録品種の名称、育成者権の存続期間、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに出願公表の年月日

品種登録の番号及び年月日	登録品種の属する農林水産植物の種類	登録品種の名称	育成者権の存続期間	品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所	出願公表の年月日
第31625号 令和８年３月30日	Oryza sativa L.	はれわたり	25	地方独立行政法人 青森県産業技術センター 青森県黒石市田中82番地９	令和４年２月21日

(2)　登録品種の審査特性、その概要及び登録品種の育成をした者の氏名

登録品種ごとの登録品種の審査特性、その概要及び登録品種の育成をした者の氏名は次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、農林水産省輸出・国際局知的財産課において縦覧に供するとともに、農林水産省のウェブサイトに公表する。）

2　品種登録の番号及び年月日、登録品種の属する農林水産植物の種類、登録品種の名称、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所、指定国並びに輸出する行為を制限する旨

品種登録の番号及び年月日	登録品種の属する農林水産植物の種類	登録品種の名称	品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所	指定国	輸出する行為を制限する旨
第31625号 令和８年３月30日	Oryza sativa L.	はれわたり	地方独立行政法人 青森県産業技術センター 青森県黒石市田中82番地９	なし	登録品種につき品種の育成に関する保護を認めている国以外の国（あって指定国以外の国に対し種苗を輸出する行為及び当該国に対し最終消費以外の目的をもって収穫物を輸出する行為を制限する。

3　品種登録の番号及び年月日、登録品種の属する農林水産植物の種類、登録品種の名称、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所、指定地域並びに生産する行為を制限する旨

品種登録の番号及び年月日	登録品種の属する農林水産植物の種類	登録品種の名称	品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所	指定地域	生産する行為を制限する旨
第31625号 令和８年３月30日	Oryza sativa L.	はれわたり	地方独立行政法人 青森県産業技術センター 青森県黒石市田中82番地９	青森県	指定地域以外の地域において種苗を用いることにより得られる収穫物を収穫する生産行為を制限する。

○農林水産省告示第四百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年三月三十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

富山県富山市八尾町桐谷字芋田川原四の二二から四の二五まで、字大亦九の一二、九の一三、九の一六、一二の一八、一二の三一、一二の三七、一二の三八、字酒村一三の一一、一三の二三、八尾町北谷字飛地一の一から一の三四まで、二の一、三の一、四の一、六、九の一、一〇の一、八尾町外堀字梅ノ木谷四、三九、字松尾五九、八尾町山中字南山一の二、二の一、一〇の二、三の一、三の二、六の一、七、九、一一の一、一二、一三の二、一八の一、一九の二、二一、二三の一、二三の六、二五の一、二五の二、二七の一、二八の二、字野ビリ谷一〇五、一一八、字松ノ下割三四の三、字西平二九の一から二九の三まで、三一、三三、三五の一から三五の五まで、三六、三七の一、三七の二、三八の一、三八の二、字西山三一、字中薮割三三の二、字大久保一四一、一四二、八尾町平沢字山中三一の一九、三一の二二、三一の二四、三一の二六ならびに一の三〇まで、八尾町土生字山中一の二、一一三六の一、一一三九、一一四〇、一一四六から一一四九まで、字高山三の一一、八尾町栃折字陳貝一一八、一一九の一、一一九の二、一二七、一二八、一三〇、一四〇から一四三まで、一四八、一四九、字蓮花谷一〇八から一一一まで、一一三、字峯三六九の一、字地極谷三七一一、字南山三三八四

二　保安林として指定された目的　水源の涵養（かん）

三　変更後の指定施業要件

（一）　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(1)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を富山県庁及び富山市役所に備え置いて縦覧に供する。）